

1

妊娠したら…仕事はどうなるの？

育児・介護休業法が改正されるなど、産前産後休暇・育児休暇の環境整備が進んでいますが、妊娠・出産・育児を迎える女性の中には、妊娠中も妊娠前と同じように働き続けられるのか、体調が辛いときの仕事はどうしたらいいのかといった不安を感じる方も多いのではないのでしょうか。妊娠と仕事の両立のための制度をご紹介します。

Q1. 勤務中に妊婦健診へ行けますか？業務の負担はどうなるの？

事業主には、妊娠中の女性（妊婦）と産後1年以内の女性（産婦）の健診の時間確保が義務づけられており、健診時間が勤務中と重なる場合でも健診を受診することができます。

また、医師等の指導に基づき、妊産婦が請求すれば、勤務時間の変更や勤務の軽減をしてもらうことが可能です。

例えば、妊産婦が請求した場合、法定時間外労働・法定休日労働・深夜労働をさせることはできません。

重量物を扱う業務等、就かせてはならない業務もあります。

また軽易な業務への転換や医師などの指導が守られるような措置が義務づけられています。



Q2. つわりで体調が悪いです。我慢して働かないといけないの？

母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）を活用することができます。

母健連絡カードとは、医師等が行った指導事項の内容を、妊産婦である女性労働者から事業主へ的確に伝えるためのカードです。

事業主は、母健連絡カードの記載内容に応じ、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じる義務があります。



Q3. 産休って一体どれだけ取れるの？

産前産後休業の期間は法律で決められています。

①産前6週間
(多胎妊娠の場合14週間)

出産

②産後8週間

①：休業を請求した場合、使用者は就業させることはできません。

②：請求の有無にかかわらず、使用者は就業させることはできません。

ただし、産後6週間経過後、本人が請求し、医師が支障なしと認めた業務に就かせることは差し支えありません。

産前産後休業は、労働契約の期間の定めにかかわらず取得できます。